

林野火災注意報・警報運用開始

岩手県大船渡市等で発生した大規模林野火災を受けて、
令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした
「林野火災注意報・警報」の運用を開始しました。

●林野火災注意報・警報の発令

■林野火災の予防上注意を要する気象状況になった場合

「林野火災注意報」

→「火の使用の制限」の努力義務

■林野火災の予防上危険な気象状況になった場合

「林野火災警報」

→「火の使用の制限」の義務



●火の使用の制限

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと
- (2) 煙火を消費しないこと
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の
附近で喫煙しないこと など

※林野火災警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合には、
消防法の規定による罰則が適用される場合があります。

●発令の周知方法

防災行政無線による広報
消防本部ホームページ等への掲示

●たき火等の届出

普段、火入れやたき火を行う場合は、最寄りの消防署、分署へ
連絡をお願いします。

八幡浜消防署 2 2 - 0 1 1 9

保内分署 3 6 - 3 1 1 9

伊方分署 2 1 - 0 1 1 9

三崎分署 5 3 - 0 3 1 1

※詳細な情報

※発令の有無（消防本部トップページ）

